



Title	大阪大学ドイツ文学会会則
Author(s)	
Citation	独文学報. 1998, 14, p. 109-110
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/103042
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

大阪大学ドイツ文学会会則

(名称)

第1条 本会は大阪大学ドイツ文学会と称する。

(目的)

第2条 本会はドイツ文学・ドイツ語学に関する研究およびその普及を目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 研究発表会・講演会の開催。
2. 機関誌『独文学報』の刊行。
3. その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業。

(会員)

第4条 本会は次の会員によって構成される。

1. 通常会員 大阪大学文学部独文学専攻卒業者および同大学院ドイツ文学専攻の在学生ならびに同専攻に在籍した者の有志、また本会の主旨に賛同する者で総会の承認を得た者。
2. 特別会員 大阪大学文学部独文学講座の元専任教官。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長
- (2) 委員 7名
- (3) 監査 2名

(役員の選出)

第6条 役員の選出は次の方法による。

- (1) 会長・委員の選出は総会で行う。
- (2) 監査は会長が委嘱する。

(会長)

第7条 会長は本会を代表し、総会および委員会を招集する。

(委員会とその構成)

第8条 本会に委員会をおく。

1. 委員会は会長、委員をもって構成する。
2. 委員会に、委員の互選により編集・企画委員、庶務・会計委員をおく。

3. 委員会は本会の運営にあたる。
4. 委員会は、会員の中から役員外の編集委員を委嘱することができる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1月1日より翌年の12月31日までの2年とする。ただし再任を妨げない。

(総会)

第10条 総会は以下により行う。

1. 通常総会は毎年1回開催し、役員の選出、事業報告、決算報告、予算報告、その他重要事項の決定を行う。
2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、あるいは会員の3分の1以上からの請求があったとき、これを開催する。
3. 総会は通常会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
4. 総会の議決は出席者の過半数の賛成による。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会費)

第11条 通常会員は会費として年額6,000円を納める。

(会計)

第12条 本会の会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。なお、本会の運営費は会費およびその他の収入をもってあてる。

(事務所)

第13条 本会の事務所は、大阪大学文学部独文学研究室におく。

(会則の変更)

第14条 本会則の変更は総会の決定による。

付則 この会則は1994年3月28日より施行する。

1998年度役員

会長	中村元保
編集・企画委員	伊東史明 赤木登代
	中川一成 林 進
	岩元 修
庶務・会計委員	山本佳樹 阪井葉子
監査	鎌田道生 林 正則